

季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症治癒による通学届

提出日 令和 年 月 日

年 クラス 学生番号 氏名 印

●診断名 【 】

●受診医療機関名 【 】

●診断を受けた日：令和 年 月 日（ ）

【医師からの診断】

➢ 経過期間：令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

➢ 通学可能日：令和 年 月 日（ ）

【出席停止の期間の基準】 *学校保健安全法より

新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

*症状が長引く場合は、再度病院へ行って診断をしてもらってください。

診療機関受診領収書 添付（裏面でも可）

*再度病院に行った場合も、領収書を添付してください。

必ず添付のこと

*通学届の提出をもって、学校への通学及び学生生活の復帰ができます。

通学初日の朝に、事務室（学生支援課）に提出して、授業を受けること。治癒7日以内に提出がない場合は、公欠を認めないこともあります。